

農林水産省農産局長
都道府県農業再生協議会の代表者

殿

地方農政局長

〇年産米等の作付計画等の報告（〇年〇月〇時点）

1 都道府県の生産動向（見込み）

県拠点

（1）水稻の用途別作付予定面積

単位：ha

	全水稻 ①	加工用米 ②	新規需要米（※1）							備蓄米 ④	主食用米 ⑤= ①-②-③-④
			③	米粉用米	飼料用米	WCS	飼料作物	新市場開拓用	（その他）		
前年産A（ha）											
当年産B（ha）											
差 （B-A）（ha）											

※1： 新規需要米の「（その他）」は、平成29年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等（飼料作物除く）の面積を記入する。

（注） 当該年産最終の報告に当たっては、全水稻及び主食用米は統計公表の当該年産の作付面積と、また、加工用米及び新規需要米は当該年産の認定面積と一致すること。

（2）水稻の用途別生産予定数量

（加工用米、新規需要米及び備蓄米は作付予定面積に各地域で設定した単収を、主食用米は各都道府県の平年収量を乗じて算出）

単位：トン

	全水稻 （※1） ①	加工用米 （※2） ②	新規需要米（※2）							備蓄米 （※2） ④	主食用米 （※3）⑤
			③	米粉用米	飼料用米	WCS（※1）	飼料作物	新市場開拓用	（その他）		
前年産A（トン）											
当年産B（トン）											
差 （B-A）（トン）											

※1 前年産全水稻は作付面積に当該県の前年産平年単収を乗じて算出すること。（そのため、WCSを玄米換算した数量が含まれる。）

※2 前年産の加工用米、新規需要米及び備蓄米については認定（契約）数量を記入すること。（公表値）

※3 前年産主食用米生産量は実績値を記入すること。そのため、面積で深掘りしても数量で過剰となっている場合がある。

※4 当年産は、地域別の推計面積に地域別の当年産基準単収を乗じて算出したものを合計して記入すること。

（3）戦略作物等の作付予定面積

単位：ha

	戦略作物等										
	麦 ⑧		大豆 ⑨		飼料作物 （新規需要米除く） ⑩		そば ⑪		なたね ⑫		地力増進作物 ⑬
	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹
前年産A（ha）											
当年産B（ha）											
差 （B-A）（ha）											
	高収益作物				畑地化		計 （⑧～ ⑬）				
	野菜⑭	花き・花木⑮	果樹⑯	その他⑰							
	基幹	基幹	基幹	基幹	高収益作物	その他作物	基幹のみ				
前年産A（ha）											
当年産B（ha）											
差 （B-A）（ha）											

2 関係機関の動きを踏まえた品目・用途毎の作付動向

（主食用米）
（飼料用米）
（その他の新規需要米）
（加工用米）
（備蓄米）
（戦略作物等）
（その他特記事項）

※必要に応じ報告事項を追加することができるものとする。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農業者
住所：
氏名：
電話番号：
(Email)

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 【誓約事項】
加工用米及び新規需要米の生産並びに乾燥及び調製において主食用と明確に区分するとともに、以下について誓約します。
- ① 1の区分管理の手法等により、2に掲げるほ場の全収穫量を加工用米等として出荷することとし、他のほ場で生産された米穀が混入しないよう出荷すること
 - ② 2に掲げるほ場の単収が他のほ場の単収に比べて大きく差が生じる等、全収穫量に疑義が生じた場合には、地方農政局長等の調査に協力すること
 - ③ 加工用米等の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
 - ④ 1の手法による区分管理が適切に行われていないことが確認された場合又は全収穫量について証拠書類等をもって妥当性のある説明ができない場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の規定による措置が行われるほか、その他不利益を被ることになっても異存がないこと

1 区分管理の手法等（栽培管理の違いや区分管理の方法等を具体的に記載すること。）

☐	多収品種又はコメ粉専用品種を作付ける。（品種名： ）
☐	多収品種又はコメ粉専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。（品種名： ）
☐	主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用の生産と差異をつける。
☐	1 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
☐	2 省力化栽培（3以外）を行う。（具体的内容： ）
☐	3 生産性ないし収穫量が低いほ場で取り組む。
☐	4 その他（具体的内容： ）

※ 該当する項目にチェックを付すこと。

2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

用途 ※1	所在・地番	品種名 ※2	面積（㎡）	備考

- ※1： 加工用米については「加工用」、新規需要米については「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」、「稲発行粗飼料用稲（WCS用稲）」及び「青刈り稲・わら専用稲」を記入すること。
- ※2： 所在・地番ごとのほ場に作付ける品種名を具体的に記入すること。なお、主食用として作付ける品種と同じ品種の場合は、備考欄に「主食用品種と同じ」と記入すること。
- （注） 2については、経営所得安定対策等実施要綱に定める営農計画書の写しの添付又は営農計画書の電子媒体での提出に代えることが出来ることとする。

農林水産省農産局長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

取組主体
住所
氏名
電話
(E-mail)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米等取組計画書を下記のとおり提出します。

1 用途等

☐ 加工用米
新規需要米

☐ 飼料用	☐ 米粉用	新市場開拓用 ☐ 輸出用 ☐ その他（ ）	☐ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）	☐ 青刈り稲・わら専用稲 ※ 飼料用に限る。
------------------------------	------------------------------	--	--	--

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 取組計画

(1) 生産計画

種 類	品 種	数 量 (玄米kg、 ロール数等)	単 収	面積 (㎡)	出荷方式	備考
※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7
計						

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が取組主体の場合は、品種、単収及び出荷方式の各欄の記入を省略できることとする。

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使途 ※2	品位 ※3	引渡時の 態様 ※4	数量 (玄米kg)	販売価格 (円/kg (税込み)) ※5

※4: 需要者等に引き渡す際の態様（生もみ、乾もみ、玄米、精米等）を記入すること。（販売契約書の態様と一致すること）

※5： 取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入すること。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体は省略できる。

【添付書類】

- 1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体の場合は、団体間集荷計画書（別紙様式第3-4号）
- 2 需要者団体等及び農業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書（別紙様式第3-5号）
- 3 取組計画書提出に係るチェックシート（別紙様式第3-6号）
- 4 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 以下に掲げる販売契約等の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

- 1 販売契約書
- 2 買取販売事業者の販売を行う場合にあっては買取販売承認通知書（別紙様式第11-1号）及び契約書
- 3 自家加工農業者にあつては加工用米等自家加工等販売計画書（別紙様式第3-2号）

自家加工等農業者
住 所
氏 名

☐ 加工用米
新規需要米

☐ 飼料用 ☐ 米粉用 新市場開拓用 ☐ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）
☐ 輸出用 ☐ 青刈り稲・わら専用稲
☐ その他（ ） ※ 飼料用に限る。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

製 品	製品の年間販売 計画数量 (実kg、 リツ 等)	原料米穀の 使用数量 (玄米kg、ロール数等)	うち、自ら生産する 加工用米等数量 (玄米kg、ロール数等)
合 計			

(注4) 飼料用として自家利用する等、加工せずに使用する場合には、製品欄に用途、原料米穀の使用数量欄を使用数量に変更してそれぞれ記入すること。

年 月 日

殿

需要者団体等

住 所

氏 名

○年産加工用米等購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画(見込)

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
計				

(注1):種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

(注2):態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

(注3):使途は、加工用米に限り、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載

(注4):構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画(見込)」に準じて組合員別の内訳を添付すること。

(注5):購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

(注6):販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

加工用米等団体間集荷計画書

（ 全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住 所
氏 名

☐加工用米 ☐新規需要米

都道府県	認定方針作成者名 ※1	用途 ※2	種類 ※3	生産予定数量 (玄米kg、ロール数等)	生産予定面積 (㎡)
計 ※4					

※ 1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。

※ 2 新規需要米の場合には、飼料用、米粉用、稲発酵粗飼料用（WCS用稲）、青刈り稲用又は新市場開拓用のいずれかを記入し、各用途を別葉とすること。

※ 3 加工用米はうるち米又はもち米のいずれか、新規需要米はうるち米、もち米又は醸造用米（輸出用日本酒の原料に限る。）のいずれかを記入すること。

※ 4 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

農林水産省農産局長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第5の2の2に規定する適格者の要件を満たし、かつ、流通等に係る誓約事項を遵守することを誓約します。

【加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件】

- ① 生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び推進要領の規定に違反していないこと
- ② 推進要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 推進要領別紙1の第8の1の（2）の規定に基づき、加工用米及び新規需要米の販売先の需要者が受払状況報告書を適切に報告したことを確認していること

【流通等に係る誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、推進要領別紙1の第8の1の規定に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ③ 推進要領別紙1に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するため、農産局長及び地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ⑤ 加工用米及び新規需要米の適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑥ 届出内容の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと
- ⑧ 適切な水・肥培管理を行った上で捨て作りをしないとともに、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分して保管し、出荷すること
- ⑨ 稲発酵粗飼料（WCS用稲）又は青刈り稲・わら専用稲に取り組む場合は、ほ場を特定して作付け、子実を収穫しないこと
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に引き渡すこと
- ⑩ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付申請を行った用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと
- ⑪ 他のほ場で生産された米穀を混ぜて飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと

取組主体
 需要者団体等
 仲介事業者

住所
 氏名

（注1） 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。

（注2） 流通等に係る適格者の要件欄の③及び流通等に係る誓約事項の⑦については、全国需要者団体及び需要者団体のみ記載すること。

（注3） 流通等に係る誓約事項のうち⑧から⑪については、取組主体が農業者であり、かつ、別紙1の第2の2に規定する新規需要米の生産を行う場合にのみ記載すること。

取組計画書提出に係るチェックシート

【用途： 】

取組主体
住所
氏名

取組計画書の提出に当たって、以下の内容について適切であることを確認しており、不備等があった場合には取組計画書の不受理となることに異存ありません。

書 類	確認事項等		✓ 欄
取組計画書	1 用途等	該当する用途にチェックが入っている。(新市場開拓用の「その他」を選択している場合は具体的な用途を記載している。)	☐
	2 取組計画 (1) 生産計画	項目すべてに必要な事項を記載している。	☐
		単収欄に記載した単収は、別紙 1 の別添 1 により設定した地域の合理的な単収となっている。 〔 区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収品種 (第 4 の 3 に規定する多収品種をいう。) を作付けるときは、地域再生協議会又は市町村と協議の上、地域の合理的な単収を上回る単収であって農業試験場等において実証されたものを用いて生産予定面積を算出することができる。 〕	☐
		面積欄は、数量欄に記載のある数値を単収欄に記載した単収で除して算出した数値となっている。	☐
	(2) 販売計画	項目すべてに販売契約の内容を記載している。	☐
		契約相手方欄について、当該米穀を使用する需要者まで流通に関与する事業者を含めてすべて記載している。	☐
	3 適正流通の確保に向けた措置等	項目すべてに必要な事項を記載している。	☐
	4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称	必要事項を記載している。	☐
区 分 管 理 計 画 書	区分管理計画書 (別紙様式第 2 号) を添付 (又は提出) している。 ※ 区分管理方式を選択している場合		☐
添付書類	当該米穀を使用する需要者までの流通に関与する事業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書 (別紙様式第 3-5 号) をすべて添付している。		☐
	販売計画書 (様式参考例 2) を添付している。 ※ 新規需要米であって、取組計画の提出期限までに販売契約書を締結できない場合		☐
	本チェックシート (別紙様式第 3-6 号) を添付している。		☐
保管書類	以下の書類を適切に整理・保管している。 ① 販売契約書 ② 買取販売事業者にあつては、買取販売承認通知書 (別紙様式第 11-1 号) 及び契約書 ③ 自家加工等農業者にあつては、加工用米等自家加工販売計画書 (別紙様式第 3-2 号)		☐

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

〇年産加工用米に係る届出状況報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 生産予定面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	地域流通農業者分			全国生産出荷団体分						合 計		
				全農系統			全集連系統					
	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計
合 計												

単位：m

単位：㎡

2 契約数量（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	地域流通農業者分			全国生産出荷団体分（※）						合 計		
				全農系統			全集連系統					
				うるち	もち	計	うるち	もち	計			
	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計
合 計												

単位：kg

単位：kg

※ 全国生産出荷団体分は、各取組農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。（よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。）

3 用途別数量（地域流通農業者分のみ）
（1）うるち

都道府県	単位：kg					
	清酒用	焼酎	加工米飯	味噌等調味料	米穀粉	米菓
	その他	計				
合 計						

（2）もち

都道府県	単位：kg					
	清酒用	焼酎	加工米飯	味噌等調味料	米穀粉	米菓
	その他	計				
合 計						

4 出荷方式別面積、取組農業者数等（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	出荷方式別面積（㎡）		品種別面積（㎡）			加工用米取組 農業者数	地域流通農業者分	
	一括管理	区分管理	計	多収品種	一般品種	計	届出件数	
合 計								

（注）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

○年産新規需要米に係る届出状況報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年 4 月 1 日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1 の第 5 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 生産予定面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	飼料用米				米粉用米				新市場開拓用米					WCS用稲	青刈り稲・わら専用稲	その他	計
	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	うち 輸出用 (地域流通 農業者分)	うち 輸出用以外 (地域流通 農業者分)	(具体的用 途を記載)						

単位：t

※ 飼料用米、米粉用米、WCS用等に供する多収品種の種子を認定した場合は、各々の用途を含めて報告すること。（以下、2 も同じ）

2 契約数量（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	飼料用米				米粉用米				新市場開拓用米					その他	計
	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	うち 輸出用 (地域流通 農業者分)	うち 輸出用以外 (地域流通 農業者分)	(具体的用 途を記載)				

単位：玄米kg

※ 全国生産出荷団体分は、各農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。（よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。）

3 出荷方式別、品種別面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	出荷方式別面積				品種別面積				
	飼料用米		米粉用米		飼料用米		米粉用米		
	一括管理	区分管理	計	一括管理	区分管理	計	多収品種 (特認除く)	多収品種 (特認)	一般品種
合 計									

（注１）１の面積と整合すること。

（注２）米粉用米の整理に当たっては、専用品種に該当しない多収品種は「一般品種」欄に計上すること。

4 届出件数（地域流通農業者分のみ）

都道府県	飼料用米	米粉用米	新市場開拓用米		WCS用稲	青刈り稲・わ ら専用稲		その他
			輸出用	輸出用以外				
合 計								

5 取組農業者数（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	飼料用米	米粉用米	新市場開拓用米		WCS用稲	青刈り稲・わ ら専用稲		その他
			輸出用	輸出用以外				
合 計								

（注）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米等関係者
住所
氏名
電話

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の5の（2）の①の規定に基づき、下記のとおり提出します。

1 用途等

☐ 加工用米					
新規需要米					
☐ 飼料用 ☐ 米粉	新市場開	☐ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）	☐ 青刈り稲・わら専用稲		
	☐ 輸出用		※ 飼料用に限る		
	☐ その他（　　　　　）				

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

新たな需要者団体等名			
年産	種類	使 途	態 様 ※1
変更前需要者団体等の当初契約数量 ①		(玄米kg、ロール数等)	
変更前需要者団体等への販売数量 ②		(玄米kg、ロール数等)	
新たな需要者団体等への販売予定数量 (①—②) ③		(玄米kg、ロール数等)	

※1： 取組主体に限り、丸玄米・精米・変形加工等を記載。

【添付書類】

(注1) ①以外の添付書類及び保管書類については、加工用米等取組計画書（別紙様式第3-1号）に準じるものとする。

(注2) 4については、需要者団体等及び仲介事業者に限り記入するものとする。

〔地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

認定方針作成者、農業者及び特認団体
住所
氏名
電話

年 月 日

○年産加工用米等生産出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(地域農業再生協議会名：)
(出荷団体名：)

1 用途等

☐ 加工用米
新規需要米

☐ 飼料用 ☐ 米粉用

☐ 新市場開拓用 ☐ 稲菰酢粗飼料用稲 (WCS用稲)

☐ 輸出用 ☐ その他 ()

☐ 青刈り稲・わら専用稲
※ 飼料用に限る

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を () に記載すること。
(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 出荷契約者

氏名又は名称	農業者コード	種類	品種	当初出荷数量等	単収	生産面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更			変更後出荷契約等数量	うち、多収品種等として自家採取した場合の数量(玄米kg)	出荷(販売)数量	調整理由 (⑧との差が生じている理由)	WCSのロールサイズ等	稲わらの利用状況
							A: 作柄変動が生じた場合	B: 自然災害により減収	※2 C: 区分整理方式の場合						
				(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	補正率 ④	全ての水稻作付面積 (㎡) ⑤	収穫量 (kg) ⑥	(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4				
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	/							※5	※6
							/								
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—						

(※1) 加工用米等出荷契約等数量農業者別一覧表(別紙様式第6-1号)と整合すること。
(※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合においては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4) ⑧の変更後出荷契約数量のうち適用品位に相当する数量を記入すること。なお、1.7mmふるい下の数量や30kg換算を行う場合の切り捨て数量等、⑧の数量との差が生じている理由等を「調整理由」欄に記載すること。(例:ふるい下米〇kgを飼料用に販売、30kg調整により〇kgを飼料用に販売)
(※5) WCS用稲に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きなサイズ、重量を記入する。(例:直径〇〇cm×厚さ〇〇cm、1ロール当たり〇〇kg)
(※6) ①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。
(注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるとする。
(注3) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「[出荷団体名]欄は空欄とする。

〔需要者
自家加工用等農業者
住所
氏名〕

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の1の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

☐ 加工用米
新規需要米

☐ 飼料用 ☐ 米粉用 新市場開拓用

☐ 輸出用

☐ その他（ ）

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

(単位：実kg)

[illegible]

※3： 同一購入先において購入価格が異なる場合にあつては、加重平均価格を記入すること。

(注2) 廃棄した場合(産業廃棄物として処理した場合を含む。)は「備考」欄にその旨と数量を記入し、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

3 加工用米等使用製品の製造及び出荷の状況

使 途	製 品 名	単 位 (a) ※1	製品製造状況（(a)の単位で記入）			製品出荷数量 (a)の単位で 記入) (d)	翌年度への 繰越量（(a)の 単位で記入） (b+c-d)
			前年度から の繰越量 (b)	当年度の製造量 (c)	加工用米等の 使用数量 (実kg) ※2		

※1： 「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。

※2： 使用した加工用米等の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

（注） 飼料用等の加工して製品を製造せず、直接使用する場合には、当該欄の報告を省略することができる。

4 米穀粉等（新規需要米の場合は米粉用）の販売先別明細

（単位：実k g）

販売先	住 所	使 途 ※1	前年度 製品出荷数量	当年度 製品出荷数量
計				

※1： 加工用米については米穀粉用、玄米粉用、菓子用等について、新規需要米の場合は米粉用について、各用途ごとに記入すること。

（注1） 加工用米については米穀粉、玄米粉、菓子原料等、新規需要米については米粉用、それぞれ粉体で販売する販売先を報告すること。ただし、報告対象の年度内に新規需要米の米粉用の在庫及び購入がない場合は加工用米に係る当該欄の記載を省略することができる。

（注2） 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米及び新規需要米の適正流通に関する誓約書（業務委託契約分）

私は、（加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等）〇〇との業務委託契約（業務内容を記載）に基づき、加工用米及び新規需要米の適正な流通を確保し、以下について誓約します。

【誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第8の2の（2）に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ② 業務委託により取り扱う加工用米及び新規需要米について、定められた用途以外へ転用又は転売しないこと
- ③ この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ④ 加工用米及び新規需要米の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑤ この誓約書に反したことが確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、その他の不利益を被ることになっても異存がないこと

委託先事業者

住所

氏名

（注）需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(販売困難・需要者ニーズを理由とする用途変更の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（承認後の販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）第 2 条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途
(出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等が申請する場合は、当該米穀の購入先等も記載すること。)
- 2 新たな用途
- 3 用途外使用の理由
(当該米穀の品位や当初の用途に使用できない理由又は需要者ニーズ等について具体的に記入するとともに、これを裏付ける詳細な資料を添付すること。)
- 4 用途外使用数量
- 5 用途変更後の月別使用計画
(計画の期間は、最長で 1 年以内とする。)

注1：需要者ニーズを理由とする場合であって、かつ、用途間での交換を行う場合は、以下について記載すること。

- ① 交換する米穀の当初の販売先である需要者を申請者に加えて記載
- ② 1（定められた当初の用途）及び2（新たな用途）にそれぞれの用途とその販売先となる事業者名を記載
- ③ 4（用途外使用数量）に交換する用途ごとの数量及び販売時の品位について記載

注2：用途外使用に伴い、調整又はとう精等を行うことにより低品位米が発生する場合には、別紙様式第9－2号を併せて申請すること。（同一年度内に既に提出されている場合を除く。）

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(低品位米の用途変更の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿
申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第 2 の 3 の出荷又は販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）第 2 条ただし書の規定に規定する用途限定米穀の用途外使用について、とう精、調製及び変形加工等により発生する低品位米に係る用途外使用を下記のとおり申請します。

記

1 定められた当初の用途

2 新たな用途

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(輸出用を需要者ニーズにより主食用と交換する場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿
申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）第 2 条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途 輸出用
- 2 新たな用途 主食用
- 3 用途外使用の理由
- 4 用途外使用（予定）の数量
- 5 用途限定米穀等の概要

	用途限定米穀（輸出用米）	代替して輸出する主食用米
産 地		
年 産		
等 級		
数 量		

- 注 1）代替して輸出する主食用米の年産が、用途限定米穀（輸出用米）の年産以降であること及び等級が同等以上であることを記載すること。
- 注 2）代替して輸出する主食用米に係る販売契約書の写し又は輸出計画書（数量、輸出先国、輸出代行業者名、輸出時期（最長で 1 年以内）等を含む）を添付すること。
- 注 3）用途限定米穀に係る受払台帳等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める書類を添付すること。

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(取組計画の変更に伴う用途変更の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿
申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）第 2 条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途
- 2 新たな用途
- 3 用途外使用数量

変更前契約数量 ※ 1	変更後契約数量 ※ 2	用途外使用数量 ※ 3	備考

- ※ 1：6 月 30 日までに提出した加工用米等取組計画書に記載した契約数量を記入すること。
- ※ 2：8 月 20 日までに提出した変更後の加工用米等取組計画書に記載した契約数量を記入すること。
- ※ 3：加工用米等取組計画書の変更時点で需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領第 4 の 2 の規定により用途限定米穀となっている米穀であって、かつ、用途外使用の申請が必要な数量を記載すること。

注) 区分管理方式を選択している場合にあっては、「用途外使用数量」欄に記載した数量に係る区分管理計画書の変更箇所がわかる資料を添付すること。

用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿
申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

用途限定米穀の用途外使用の申請に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 用途外使用の承認を受けた米穀の使用・出荷販売に当たっては、すべて承認された用途で行うこと。
- 2 申請の日からさかのぼって 1 年間に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為を行っていないこと。
- 3 用途外使用の承認を受けた米穀については、引き続き、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の用途限定米穀の取扱いその他の関係法令に定められた適正な取扱いをすること。
- 4 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省の職員による検査に協力すること。
- 5 輸出用として用途が限定されている米穀を主食用に用途変更する場合に当たっては、当該米穀に代替して輸出する主食用米を申請の日から 1 年以内に輸出すること。
- 6 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第 2 の 3 の出荷又は販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

注）当該米穀の出荷又は販売に際して仲介業者を含めた契約を行う場合は、当該事業者も含めた誓約書を作成すること。

用途限定米穀の買取販売承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長)

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第4条第1項第2号ただし書に規定する用途限定米穀の販売について、下記のとおり申請します。

記

1 申請に係る用途限定米穀の用途

2 買取販売事業者の名称及び住所

買取販売事業者名	住 所

3 出荷販売事業者が買取販売事業者に販売する数量

合計 _____ kg

(出荷販売事業者別内訳)

出荷販売事業者名	住 所	数量（玄米kg）

注： 出荷販売事業者と買取販売事業者の間の販売契約書の写し等、出荷販売事業者が買取販売業者に上記に記載した数量の用途限定米穀を販売する予定であることが明らかとなる書類を添付すること。

- 4 買取販売事業者が実需者に販売する数量（輸出用として用途が限定されている米穀（以下「輸出用米」という。）にあっては、買取販売事業者が作成する輸出計画書に記載された数量）

合計 _____ kg

(実需者別内訳)

実需者名	住 所	数量（玄米kg）

注１： 買取販売事業者と実需者の間の販売契約書の写し等、買取販売事業者が実需者に上記に記載した数量の用途限定米穀を販売する予定であることが明らかとなる書類を添付すること。

ただし、輸出用米の場合であって、買取販売事業者と実需者（輸出代行業者）との間で基本取引契約（両者の間において、売買に関する取引を継続的に行うため、その取引に共通する基本的な事項を定める契約であって、かつ、買取販売事業者から引渡しを受けた輸出用米を確実に輸出することが明記されたものに限る。）を締結している場合にあっては、当該基本取引契約書の写しで足りる。この場合は、実需者（輸出代行業者）別内訳の数量については、「未定」と記載すること。

注２： 注１のただし書の基本取引契約書の写しを添付する場合は、買取販売事業者が作成する輸出計画書（輸出国、実需者（輸出代行業者）、輸出数量等を含む。）を併せて添付すること。

用途限定米穀の買取販売に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長)

用途限定米穀の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 出荷販売事業者から買取販売事業者への用途限定米穀の販売は、本承認に従って、出荷販売事業者と買取販売事業者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について行うこと。
- 2 買取販売事業者から実需者への用途限定米穀の販売は、本承認に従って、買取販売事業者と実需者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について本承認に係る用途で本承認に係る実需者に対し行うこと。
- 3 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省又は都道府県の職員による検査に協力すること。
- 4 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

注：出荷販売事業者が誓約書を提出する場合にあっては、買取販売事業者の署名を添えるものとする。

用途限定米穀の（用途外使用、買取販売）に係る承認通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
（地方農政局長）

年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の（用途外使用、買取販売事業者への販売）については、承認します。

（注）承認申請の内容に応じて、件名について「用途外使用」又は「買取販売」、本文について「用途外使用」又は「買取事業者への販売」のいずれかとする。

用途限定米穀の（用途外使用、買取販売）に係る不承認通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
（地方農政局長）

年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の（用途外使用、買取
販売事業者への販売）については、下記の理由により、承認しないこととします。

記

（不承認の理由）

（注）承認申請の内容に応じて、件名について「用途外使用」又は「買取販売」、
本文について「用途外使用」又は「買取事業者への販売」のいずれかとする。

用途限定米穀の（用途外使用、買取販売）に係る承認取消通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
（地方農政局長）

年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の（用途外使用、買取
販売事業者への販売）の承認については、下記の理由により、取り消します。

記

（取消しの理由）

（注）承認申請の内容に応じて、件名について「用途外使用」又は「買取販売」、
本文について「用途外使用」又は「買取事業者への販売」のいずれかとする。

農林水産省農産局長 殿

地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人
住 所
氏 名
電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書 (○ 年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の(2)の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：○内米買契第○○号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

(注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注2) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。

(注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

売渡人
住所
氏名
電話

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(○年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：○内米契約第 号

地域農業再生協議会	種類	当初引渡 予定数量	単収	生産 面積	出荷 契約 数量	引渡数量の変更 ※2				変更後引渡 数量	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 引渡数量	引渡数量
						A: 県別地帯別作 柄概況により数量 変更を行った場 合		B: 自然災害等により減収				
						補正率 ④	全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥				
	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	(玄米kg) ④				(玄米kg) ⑤ ※3	(玄米kg) ⑥ ※4	(玄米kg) ⑦ ⑨	
計	—		—			—	—	—				

(※1) 別紙様式第12－1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(○年産)と整合すること。
(※2) 出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
(※3) 変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③－②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できるとする。
(注1) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)(と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。))は、甲が生産する〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。))について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種 類: ☐うるち米 ☐もち米 ☐醸造用
品 位: ☐〇〇以上の品位 ☐定めない
引渡時の態様: ☐玄米 ☐精米 ☐もみ ☐その他()
販売契約数量: 実kg
販 売 価 格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1)取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2)目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあつては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農政局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

〇年〇月〇日

甲 住 所:
氏 名:
電話番号:

乙 住 所:
氏 名:
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したものとすること。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

〇年産新規需要米販売計画書

取組主体
住 所
氏 名
電話番号

〇取組計画書提出時点の販売計画

種類	販売を予定している需要 者名及び住所	数量(kg)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項

(注) 需要者が決定した際は、速やかに販売契約を締結し、販売を行うまでに必ず需要者等が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)を農産局長又は地方農政局等に提出すること。

☐ 加工用米
新規需要米

☐ 飼料用 ☐ 米粉用 新市場開拓用 ☐ 稲発酵粗飼料用稲 ☐ 青刈り稲・わら専用稲
☐ 輸出用 ※ 飼料用に限る。

☐ その他（ ）

種 類	使 途	品 位	引渡時の 態 様	数 量 (玄米kg)	
				当 初	変 更 後

72